



鳥取県公報

平成13年 8月31日(金)
第 7 3 1 2号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定計量器の定期検査の実施 (511) (経済通商課)	1
	漁業研修支援資金の貸付金に係る償還金の徴収の事務の委託 (512) (水産課)	2
	土地収用法による事業の認定 (513) (管理課)	2

告 示

鳥取県告示第511号

計量法 (平成 4 年法律第51号) 第19条第 1 項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年 8月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 特定計量器検定検査規則 (平成 5 年通商産業省令第70号) 第39条第 1 項各号に掲げる特定計量器

実施区域	実 施 期 間	実 施 場 所
鳥取市	平成13年10月 1 日から平成14年 3月29日まで	当該特定計量器の所在の場所

2 1 の特定計量器以外の特定計量器

実施区域	実 施 期 日	実 施 時 間	実 施 場 所
鳥取市	平成13年10月 1 日	午前10時から午後 3 時まで	鳥取市新品治 1 - 2 中国電力株式会社鳥取支店
"	平成13年10月 2 日	午前10時から正午まで	鳥取市湖山町北六丁目334 鳥取市立湖山地区公民館
"	"	午後 1 時30分から午後 2 時30分まで	鳥取市賀露町西四丁目1806 鳥取中央漁業協同組合
"	平成13年10月 3 日	午前10時から午後 3 時まで	鳥取市吉成三丁目 1 - 1 鳥取市立市民体育館
"	平成13年10月 9 日	"	鳥取市寺町150 日本電信電話株式会社鳥取体育館
"	平成13年10月10日	"	"

"	平成13年10月11日	"	"
"	平成13年10月18日	"	鳥取市若葉台南七丁目 7 鳥取県計量センター
"	平成13年11月 1 日 から同月30日まで	午前 9 時から午後 4 時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商課計量係

鳥取県告示第512号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、漁業研修支援資金の貸付金に係る償還金の徴収の事務を鳥取県信用漁業協同組合連合会に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成13年 8月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第513号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年 8月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 起業者の名称

大山町

2 事業の種類

大山町役場庁舎等建設事業及びイベント広場設置事業

3 起業地

(1) 収用の部分 西伯郡大山町末長字砂口及び字上大澤地内

(2) 使用の部分 なし

4 土地収用法第26条の 2 の規定による図面の縦覧場所

西伯郡大山町国信550 - 1

大山町役場